

第 4 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成20年12月15日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成20年12月15日（月曜日）

午前10時1分開議

午後0時5分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計
補正予算（第3号）議案第10号 熊本県知事の権限に属する事
務処理の特例に関する条例の一部を改正
する条例の制定について議案第11号 熊本県手数料条例の一部を改
正する条例の制定について議案第12号 熊本県特定非営利活動促進法
施行条例の一部を改正する条例の制定に
ついて議案第16号 くまもとの夢4カ年戦略の策
定について議案第17号 国土利用計画（熊本県計画）
の変更について議案第18号 当せん金付証券の発売につ
いて議案第19号 専決処分等の報告及び承認につ
いて請第25号 私学助成の充実強化に関する請
願請第3号 県立劇場にパイプオルガンの設
置促進に関する請願請第20号 議会費用支出等の見直しを求め
る請願

閉会中の継続審査について

報告事項

①「第2次勧告(地方分権改革推進委員会)」
(概要)② 物品調達等調査委員会での調査内容等
について

③ 市町村合併の推進について

④ 川辺川ダムについて

⑤ 熊本県総合情報通信高度化計画（くま
もとの夢実現ITプラン）案について

出席委員（8人）

委員長 井手 順 雄

副委員長 守田 憲 史

委員 竹口 博 己

委員 渡辺 利 男

委員 小杉 直

委員 馬場 成 志

委員 西 聖 一

委員 高野 洋 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局長 木本 俊 一

次長 守田 眞 一

企画課長 内田 安 弘

首席総務審議員兼

秘書課長 岡本 哲 夫

広報課長 濱名 厚 英

総務部

部長 角田 岩 男

次長 木村 利 昭

次長 川口 弘 幸

危機管理監 奥村 良 博

首席総務審議員兼

人事課長 田崎 龍 一

総務事務センター長 田上 勲

行政経営課長 高嶋 裕 治

首席総務審議員兼

私学文書課長 広崎 史 子

財政課長 田嶋 徹

管財課長 松田 良 治

税務課長 富田 健 治

市町村総室長 本 田 惠 則
 市町村総室副総室長 村 山 栄 一
 危機管理・防災消防
 総室長 坂 本 慎 一
 危機管理・防災消防
 総室副総室長 野 田 克 巳
 男女共同参画・パート
 ナーシップ推進課長 小 林 弘 史
 地域振興部
 部 長 小 宮 義 之
 次 長 黒 田 豊
 理 事 上 野 信 一
 次 長 松 見 辰 彦
 地域政策課長 神 谷 将 広
 川辺川ダム総合対策課長 古 里 政 信
 情報企画課長 松 永 正 男
 首席政策審議員兼
 文化企画課長 山 野 陽 一
 国際課長 園 田 素 士
 交通対策総室長 高 田 公 生
 交通対策総室副総室長 古 森 誠 也
 首席統計審議員
 兼統計調査課長 甲 斐 良 一
 出納局
 会計管理者兼
 出納局長 宮 田 政 道
 首席会計審議員兼
 会計課長 藤 本 玉 留
 管理調達課長 坂 本 友 春
 人事委員会事務局
 局 長 井 川 正 明
 総務課長 田 中 明
 公務員課長 松 見 久
 監査委員事務局
 局 長 金 田 和 洋
 第一課長 藤 川 昭
 議会事務局
 局 長 松 山 正 明
 次 長 正 木 重 臣
 総務課長 吉 良 洋 三

議事課長 東 泰 治
 政務調査課長 小 原 忠 隆

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信
 政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

午前10時1分開議

○井手順雄委員長 ただいまから、第4回総務常任委員会を開会いたします。

それでは、初めに今回付託されました請願第25号について提出者から趣旨説明の申し出がっております。これを許可したいと思います。

まず、請第25号についての説明者を入室させていただきます。

(請第25号の説明者入室)

○井手順雄委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願の写しを配付しておりますので、説明を簡潔にお願いしたいと思います。

(請第25号の説明者の趣旨説明)

○井手順雄委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査を行いますので、本日は、これでお引き取りください。

(請第25号の説明者退室)

○井手順雄委員 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に一括して質疑を受けたいと思います。なお、審査を効率よく進めるために執行部の説明は簡潔にお願いします。

それでは、角田総務部長から総括説明をお願いいたします。

○角田総務部長 議案の概要について説明いたします前に、このたび判明いたしました不適正な経理処理につきまして、県議会の先生方には多大な御心配と御迷惑をかけましたこ

とを心からおわび申し上げます。

井手委員長の御質問にありました物品調達等に関する調査につきましては、もう既に取りかかっておるところでございます。来年の2月中旬までには調査概要を取りまとめまして3月末までに調査結果を踏まえまして、職員の意識改革も含めた再発防止策を策定するとともに、報告書を作成するつもりでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、今回、提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、緊急経済対策の関連予算を中心としまして総額で約27億円を計上いたしております。これを現計予算と合わせますと約7,300億円というふうになります。あわせまして公共工事の発注の平準化を図るため、ゼロ県債・ゼロ国債を設定しております。

また、このほか熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例等の条例案件につきましても、御提案申し上げているところでございます。

この後、予算関係議案につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例の議案につきましては、各課長・総室長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○井手順雄委員長 次に財政課長から、平成20年度12月補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○田嶋財政課長 平成20年12月議会12月補正予算の概要について御説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。一般会計補正予算は、国の補正予算に伴う経済対策として23億6,400万円、経済対策以外として天草空港運航支援関係を初めとする経費について3億8,100万円、総額27億4,500万円を計上することとしておりまして、現計予算額

と合わせますと7,299億9700万円となります。あわせてゼロ国債5億1,600万円、ゼロ県債16億7,300万円を設定しております。また、道路特定財源の暫定税率失効に伴う軽油引取税等の歳入欠陥分を地方税等減収補てん臨時交付金より補てんしております。

次に、2ページをお願いします。

特別会計補正予算は、中小企業振興資金特別会計及び県立高等学校実習資金特別会計に3,500万円、企業会計は電気事業会計に1億7,800万円を追加計上しております。

次に、3ページをお願いいたします。

歳入予算の主なものとしましては、先ほども説明しましたが、道路特定財源の暫定税率失効に伴いまして1の県税が9億100万円、3の地方譲与税が5,800万円と合わせて9億5,800万円が減となっておりますが、国の補正予算におきまして地方特例交付金4番でございますが、8億8,800万円が補てんされたことからその調整を行っております。なお、減収と補てん額との差7,100万円ございますが、これは歳出におきまして市町村交付金が減額となりますので、地方特例交付金により道路特定財源執行に伴う減収についてはすべて補てんされております。

次に、4ページをお願いします。

債務でございますが、経済対策に伴うものとして国庫支出金に7億9,300万円、15の県債に16億3,300万円それぞれ計上しております。

次に、5ページをお願いいたします。

歳出予算を性質別に整理したものです。1の行政経費に2億600万円を計上しております。主なものは新型インフルエンザ対策として総額5,300万円、天草空港運航支援対策として8,300万円などでございます。

次に、6ページをお願いします。

1の投資的経費に25億3,400万円を計上しております。主なものとしましては、普通建設事業の補助及び直轄事業の国の第1号補正

予算に伴う公共事業であります。

7ページは地方債の追加補正の概要です。

以上、御審議よろしくお願ひします。

○井手順雄委員長 次に、各課の説明に入ります。各課長から順次説明をお願いします。

○濱名広報課長 広報課でございます。説明資料の9ページをお願いいたします。

債務負担行為で限度額3,772万8,000円をお願いしております。これはテレビ広報事業における番組制作、放送委託料でございます。年度当初4月から実施をしていく必要があります。また、契約締結まで期間を要するため、債務負担行為設定をお願いしているものでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○松田管財課長 管財課でございます。資料の11ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

設定額4億800万円余は、庁舎保守管理等業務の委託でございます。業務内容に記載しておりますように、県庁舎等警備事業、清掃業務等の委託でございます。これらはすべて競争入札で執行するものであり、入札手続等に相当の期間が必要であることや引き続き新年度から業務を開始するため、本年度中に入札契約手続を完了させる必要があることから、12月議会での設定をお願いするものでございます。なお、県庁舎等警備業務、知事公舎等機械警備業務及び県庁舎電話交換業務の委託につきましては、業務の円滑な執行を考慮し平成21年度から平成23年度までの3年間の設定をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○富田税務課長 税務課でございます。12ページをお願いいたします。

補正でございますけれども、7,000万円の

減額補正につきましては、自動車取得税の暫定税率が4月に失効したことによりまして、歳入の減額にあわせまして市町村交付金についても減額をするものでございます。

次の13ページでございます。来年度の県税事務所の庁舎警備委託等について入札をするために債務負担行為を設定するものでございます。

次の14ページでございますけれども、これも同じく県税システムのサーバーの保守委託を入札するために債務負担行為を設定するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。資料の15ページをお願いいたします。

同じく県有施設等の管理業務に係ります債務負担行為の設定でございます。

平成21年度から平成25年度にかけて7億5,600万円余のうち、市町村総室といたしまして2億5,003万3,000円を計上しております。

これは各地域振興局の庁舎の維持管理経費に係るものでございまして、主に機械警備などの業務委託について設定をいたしておるところでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○坂本危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。

16、17ページをお願いいたします。

いずれも債務負担行為の設定でございます。

まず、防災消防ヘリコプター運航等業務設定額3億9,800万円余でございますが、本県の防災ヘリ「ひばり」、につきましては、来年4月から約4カ月間の大規模な点検整備を予定いたしております。この点検整備を行うためにはあらかじめ交換部品の調達、整備工場の予約、代替機の確保等が必要でございます。来年1月ごろにはこれらの発注手続を行う必要がありますことから、本12月議会に

において債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、県有施設等管理業務、これは具体的には防災行政無線設備の保守点検委託業務、それから17ページの情報処理関連業務は防災震度情報システム及び統合型防災情報システムの保守点検の委託業務でございます。いずれも一般競争入札を行うことにいたしております、手続に相当の期間を要すること及び年度当初から業務を開始するため、年度内に入札事務を完了する必要があることから、本議会で債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○小林男女共同参画・パートナーシップ推進課長 男女共同参画・パートナーシップ推進課でございます。説明資料の18ページをごらんください。

まず、補正予算についてでございますが、社会福祉施設費につきまして77万8,000円の増額をお願いいたしております。これは昨年度実施いたしました婦人保護事業につきまして金額が確定したことに伴い超過交付になっていた金額について国に対して返還を行うものでございます。これについては国から1月下旬までの返還を求められているため、今議会で提案させていただくものでございます。

引き続きまして、債務負担行為として19ページをごらんください。給食業務につきまして219万9,000円の債務負担行為の設定をお願いいたしておりますが、これは福祉総合相談所で行っております給食業務のうち、ドメステックバイオレンス等の被害等を理由として一時保護された方の分につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。こちらにつきましても一般競争入札により委託先を決定するには相応の期間を要しますため、今議会で提案させていただいているとこ

ろでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。21ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。これは県庁内や出先機関さらに県立学校、市町村、国まで結び庁内のさまざまな業務システムや電子メールシステムの情報基盤となっております熊本県総合行政ネットワーク等の管理運営に係る平成21年度の業務委託について、年度内に入札などの契約事務を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。説明資料の22ページをお願いいたします。

計画調査費で補正額といたしまして9,066万円をお願いしております。項目といたしまして2点でございます。まず、交通整備促進費といたしまして地方公共交通対策事業に関し750万円をお願いしております。これは平成20年10月に国の安心実現のための緊急総合対策に係る補正予算が成立したことに伴い、交通事業者のノンステップバスの購入に対する国庫補助事業の県負担分の補正でございます。

次に、空港整備促進費といたしまして、天草空港運航支援対策事業に関し8,316万円をお願いしております。これは天草エアライン株式会社の安定的な運航を維持するため、本来、平成21年度に予定しておりましたエンジンの整備につきまして、エンジンの不具合な状態から平成20年度に予定を前倒しで実施する必要が生じたため、地元市町と連携して補助を実施するための県負担分の補正でございます。

以上であります。よろしくお願申し上げます。

ます。

○高嶋行政経営課長 行政経営課でございます。委員会資料の23ページをお願いいたします。

議案第10号熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。なお、関連しておりますので、45ページの議案第19号の専決処分の報告及び承認につきましてもあわせて御説明させていただきます。

この条例は知事の事務権限を市町村に移譲するために定めるものでございまして、毎年度、市町村と協議がととのった事務権限について逐次改正を行っているところでございます。

それでは具体の改正概要につきましては、お手元の委員会資料26ページをお願いいたします。

この条例案の概要の方で内容の御説明を申し上げます。

まず、1でございます。条例制定の趣旨につきましては、地方分権の趣旨にのっとり市町村への権限移譲を進めるための関係規定整備でございます。

2の改正内容については、表の(1)から(8)までの内容となっておりますが、(1)から(7)は左側の枠に記載されております事務を右側の欄に記載しております市町村に移譲するものです。項目は多くございますので、各項目ごとの説明は省略させていただきますが、(3)の事務については今回初めての事務移譲ということになっております。(8)は関係法令の改正に伴う根拠条文の変更及び規定の整理を行うこととしております。

施行期日は平成21年4月1日でございます。ただし、(8)の条文等の改正につきましては公布日施行としております。また、27ページになりますが、条例の制定に伴う経過措置を設けております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

議案第19号専決処分の報告及び承認についてでございます。

内容につきましては次の46ページの条例の概要で御説明申し上げます。

改正の内容でございますが、10月6日の熊本市と富合町の合併に伴い富合町に係ります火薬類取締法に基づく事務等については、熊本市との合併後も引き続き宇城広域連合が行うため、関係規定を整備したものでございます。10月6日の合併期日に施行する必要があるため、専決処分を行ったもので今回その報告及び承認をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。28ページをお願いいたします。

議案第11号手数料条例の一部を改正する条例でございます。

次の29ページに条例案の概要をつけておりますので、それに沿って御説明させていただきます。

まず、1の条例案制定の趣旨ですが、今回、政治資金規制法の一部改正に伴いまして、それまで収支報告書の閲覧のみが可能でございましたが、今回写しの交付の提供が可能となりました。その交付手数料の新設を行うものです。これまでは写しの請求があった場合は情報公開条例に基づくとしておりましたが、今回新たに手数料条例で定めるものです。①につきましては、コピーについて用紙1枚につき10円でございます。②でございますが、フロッピーディスク1枚につき50円に、当該収支報告書の用紙1枚ごとにつき10円を加えた額でございます。③でございますが、同様にコンパクトディスク1枚につきまして100円に、当該収支報告書1枚ごとにつき10円を加えた額としております。

次に、2の施行期日ですが、平成21年1月

1日からの施行でございます。

最後に3のその他ですが、今回新設される手数料は県の収入証紙で収入するため、収入証紙条例の一部改正をあわせて行うものです。

以上、よろしく申し上げます。

○小林男女共同参画・パートナーシップ推進課長 男女共同参画・パートナーシップ推進課でございます。説明資料の30ページをごらんください。当課からは第12号議案といたしまして、熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をお諮りいたしております。概要につきまして31ページで御説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨ですが、公益法人制度改革に伴いまして、特定非営利活動促進法の一部が改正されましたことを受け必要な改正を行うものでございます。

2の主な改正内容についてですが、特定非営利活動法人これはいわゆるNPO法人ですが、その構成員は、社員総会において電磁的方法により表決を行うことができる旨の規定が新たに設けられ、その具体的な方法については条例で定める必要がありますことから、その内容についての条例案を今回提出させていただいたところでございます。具体的方法といたしましては、31ページの参考欄にあります特定非営利活動促進法施行規則第3条の2の規定にならい、いわゆる電子メール、ホームページや磁気ディスクを利用する方法を定めることといたしております。

最後に施行日でございますが、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○内田企画課長 企画課でございます。説明資料32ページをお願いいたします。

議案第16号くまもとの夢4カ年戦略の策定についてでございます。

くまもとの夢4カ年戦略の策定につきましては、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事案として定める条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。くまもとの夢4カ年戦略案につきましては、別冊でお配りしておりますが、本委員会での説明につきましては、時間の関係もございまして、その概要について御説明を申し上げます。

説明資料35ページをお願いいたします。概要でございます。

まず、1くまもとの夢4カ年戦略とはでございますが、本戦略は蒲島県政におけるこの4年間の県政運営の基本方針であり、施策展開の方向性を記載しております。策定後は現在の総合計画でありますパートナーシップ21くまもとと置きかわることになります。

次に、2くまもとの夢4カ年戦略のポイントでございます。本戦略はマニフェストを基本としてまとめております。これまでの総合計画は10年程度を計画期間としてつくられておりますが、知事の任期に合わせ平成24年3月までを計画期間としております。

続きまして、3くまもとの夢4カ年戦略の構成についてでございます。くまもとの夢とは生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたい熊本の実現でございます。くまもとの夢の実現に向けた取り組みとしまして、経済上昇くまもと、長寿安心くまもと、品格あるくまもと、人が輝くくまもとの4つの分野におきまして取り組むこととしております。

各分野にはそれぞれ3つの戦略を構成し全体で12の戦略を掲げ具体的な目標を示しております。そしてこの目標達成に必要な主な施策やこの4年間で着実に成果を上げたい重点的に取り組む施策等を記載しております。また、喫緊の課題の対応といたしまして行財政

改革、川辺川ダム問題、水俣病問題の対応、そして熊本市の政令指定都市誕生に向けた県の姿勢も記載しております。

36ページをお願いいたします。

まず、経済上昇くまもについてでございますが、これは稼げる県に向けた産業振興に取り組むものです。魅力的で豊かな基盤を持ち世界に飛躍する農林水産業の振興を初め県経済を牽引し、活力あり、雇用を創出する商工業や記憶に残る観光地歴史回廊くまもに向けた観光産業の振興を図りたいというふうを考えております。戦略1は、農林水産業、戦略2商工業、戦略3観光という分野において施策を展開したいと思っております。また、主な施策の欄で黒い星印をつけておりますのは、特に重点的に取り組む施策でございます。

37ページをごらんいただきたいと思えます。

長寿安心くまもについてでございますが、県民一人一人が人権を尊重され、すこやかに生きがいを持って力を発揮できる社会に向けた取り組みを初め、住みなれた地域で安心して暮らすための医療・福祉の体制整備や安全・安心で住みやすい社会に向けた食の安全や消費生活、防犯、防災対策など安全・安心に暮らすことができる社会づくりに取り組みます。戦略1で健康、社会参画、戦略2で医療・福祉、それから戦略3で安全・安心についてまとめております。

次に、38ページをお願いいたします。

品格あるくまもとは、だれもが誇りと魅力を感じるくまもとづくりを行うものです。地域の歴史、文化などを生かし魅力あふれる地域づくりを初め、低炭素、循環及び共生を基調とした持続可能な社会づくりに取り組みます。また、九州新幹線の全線開業を契機として交流人口の増加、認知度の向上に取り組み、交通ネットワークなど県土基盤の強化に取り組む。戦略1で地域づくり、戦略2で環境面、それから戦略3で新幹線基盤整備等を

行うことにしております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

人が輝くくまもとは、子育て支援を中心とした子供の笑顔があふれる社会づくりや夢への架け橋となる教育、さらには働くことを通して自己実現できる社会の構築に向けて取り組むこととしております。戦略1が子育て、戦略2で教育、戦略3で就労についてまとめております。

以上の取り組みにより、それぞれに掲げた目標を達成することで県民幸福量の最大化を図りたいというふうを考えております。

最後に、40ページをお願いいたします。

5のくまもとの夢4カ年戦略の推進体制でございますが、情報公開の徹底や県民総参加による県政運営を初め県民との連携協働について記載をしております。また、目標達成に向けた進捗状況等につきましては、本戦略に掲げました資料により県民にわかりやすく説明するとともに、政策評価を活用した成果重視の県政運営に取り組むこととしております。

4カ年戦略の概要については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○神谷地域政策課長 地域政策課でございます。よろしくをお願いいたします。資料の41ページをお願いいたします。

議案第17号国土利用計画(熊本県計画)の変更についてでございます。別冊で県計画の冊子をお配りいたしておりますが、次の42ページ、43ページでその概要を御説明させていただきます。

まず、42ページ1の変更の経緯・趣旨でございますが、国土利用計画(熊本県計画)は国土利用計画法第7条に基づきまして、県土利用の方向性を定めるものでございます。昭和52年に第1次の計画が策定されてございます。本年の7月4日に全国計画の変更につきまして閣議決定されましたので、この全国計

画を踏まえて、今回、県計画を変更するもの
でございます。

2の変更案のポイントでございますが、ま
ず、計画期間でございます。平成29年を目標
年次といたしております。これは全国計画と
同様でございます。(2)の基本方針でござい
ますが、持続可能な県土管理が図られるよう
県土利用の質的向上を促進すると、よりよい
状態で次世代に引き継いでいくということに
してございます。(3)計画の性質でございま
すが、都市計画法など個別法に基づきます併
用規定の方向性を理念的に束ねるものでござ
います。(4)の計画の特徴といたしまして、
基本的には全国計画を基本に策定してござい
ますが、熊本県独自または熊本県として強調
した主な事項は、地下水の保全に配慮する、
さらにはコンパクトな都市づくりを進める、
耕作放棄地、植林未済地などの発生抑制さら
には利活用の解消を図っていく、こういった
ところを強調してございます。

次の43ページで計画の全体の概要をまとめ
させていただきます。

1の県土利用に関する基本構想といたしま
して、まず(1)熊本県の基本条件といたしま
して、人口減少ですとか、少子高齢化といっ
た社会的条件、さらには災害の増加などの自
然的条件、さらには里地の保全など多様な主
体による土地に関する取り組みが増加してい
るといった県民的条件を整理してございま
す。

(2)の県土利用の基本方針におきまして持
続可能な県土管理の能動的な展開を図ってい
くということで4つの観点で3つの小整理を
させていただきます。そのような県土
管理を進める際、安全・安心ですとか、循環・
共生、地下水の保全、うるわしくゆとりのあ
る県土利用をという観点を踏まえながら一番
下になりますけれども、多様な主体で県土管
理を進める、さらには総合的な県土管理を進
めるというように整理をさせていただきます。

るところでございます。

次の2の県土利用の基本的方向でございま
す。こちらでは地域類型別、利用区分別にそ
れぞれ整理をさせていただいております。

(1)地域類型別でございますが、まず、都
市におきましては、コンパクトで災害に強い
都市づくりを進める。農山漁村におきまして
は、良好な生活環境の整備を図りながら優良
な農用地の確保、森林管理を行っていくと。
自然維持地域におきましては、県土保全機能、
地下水涵養機能に配慮した保全を進めるとい
うように整理をしております。

(2)の利用区分でございますが、農用地に
つきましては農用地そのものの確保、耕作放
棄地の防止、森林につきましては森林の整備
を進めながら植林未済地の解消などに努め
る、道路につきましては安全面、景観面に配
慮した道路づくりを進める、宅地におきまし
ては良好な居住環境の形成などに努めていく
というように整理をさせていただいております。

次の3の県土の利用目的に応じた区分ごと
の規模の目標さらには地域別の概要でござい
ます。(1)で県土の利用目的、農用地、森林、
原野などにそれぞれごとに規模の目標を決め
ております。こちらはこれまでの推移とそれ
ぞれの計画などに基づきまして、数値を設定
いたしておるところでございます。(2)の地
域別の概要では県北、県央、県南、天草それ
ぞれの地域ごとに方向性を整理させていただ
いております。

最後になりますが、4の必要な措置の概要
でございますが、こちらでは10点上げており
ますが、主なものといたしまして国土利用計
画法など関係法令を適切に運用していく、さ
らには県土の保全・安全性を確保していく、
さらには環境の保全、美しい県土の形成に努
めていく、自然的土地利用の転換の適正化を
図っていく、県土の県民的経営を推進する
という観点から、土地所有者以外の者も含めた

多様な主体で協働によって県土管理を進めていくということで必要な措置の概要として取りまとめさせていただいております。

以上、国土利用計画(熊本県計画)の変更の概要についてでございます。よろしくお願いたします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。44ページをお願いします。

議案第18号当せん金付証券の発売についてですが、いわゆる宝くじでございます。来年度に熊本県が発売いたします宝くじの発売限度額を175億円以内とするにつきまして議決をお願いするものでございます。これにつきましては、19年度、20年度も同額でございまして、これまでの発売状況等を勘案して設定しております。

以上、よろしくお願いたします。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○小杉直委員 16ページ、坂本室長、防災ヘリが4カ月点検で留守しとっということばってんが、その間の対応策を詳しく。

○坂本危機管理・防災消防総室長 防災消防総室でございます。先ほど御説明いたしましたように、本県の防災消防ヘリ「ひばり」でございますが、製造10年目を迎えて大規模な点検整備が必要になっております。4月から約4カ月間かかる予定でございます。その間でございますけれども、私どもといたしましてはできましたら代替機、これをリースで確保して、その間の救急あるいは救助・災害対応に当たりたいというふうに考えております。

○小杉直委員 火災とか、急病人、けが人の

搬送とか大活躍をしておる「ひばり」ですが、4カ月余も点検整備でいないとなるとその代替機の見通しはあるのですか。

○坂本危機管理・防災消防総室長 平時の場合に操縦士が運転できる機種が限定をされておりまして、代替機を確保するにいたしましても、ひばりと同型機を確保する必要がございまして、今国内でそれに対応する代替機がないか、今一生懸命探しているところでございまして、何とか4月の点検開始までには確保できるのではないかというふうな見通しで今確保作業を行っているところでございます。

○小杉直委員 急にいろんなそういうような活躍の場のヘリコプターがないということは県民の安全・安心その他についてもいろいろ支障を大きく及ぼしますので、代替機のをしっかり工面してください。

財政課長、公共事業の約21億、これは中身はどがんとが多かつですか。

○田嶋財政課長 通常の公共事業と同様に国民の安全・安心を守るという観点から道路の災害防除とか治山、そういうものが中心になっております。

○小杉直委員 それは主管部局はどこが主になっておると、今の説明でいくと何か幾つかわかっのかな。

○田嶋財政課長 土木部、農林水産部でございます。

○小杉直委員 えらい簡単な説明しよるばってん、それはもうちょっと詳しく説明してみなっせ。

○田嶋財政課長 まず、農林水産部でござい

ますが、農林水産部につきましては、治山事業、保安林整備事業で約2億7,000万円程度でございます。道路関係が約2億円程度でございます。それと河川改修それを合わせまして補助事業で土木関係で7億2,400万円、それと国の直轄事業が約10億円でございます。

以上が大体の概要でございます。

○小杉直委員 国の直轄事業は10億円というとは21億円の中の約半分くらいですが、国の直轄事業は負担金のことな。

○田嶋財政課長 県が負担する事業、直轄負担金ベースが10億円でございます。

○小杉直委員 負担金は負担金で言わんと、国の直轄事業10億円というのは国がせなんことば県がこの中に持っていかなんごてなるけん、負担金たいな。これは第1次経済対策に伴う補正ということになるわけですか。

○田嶋財政課長 そうでございます。

○小杉直委員 総務部長でもよかし、財政課長でもよかですが、第2次補正予算について約1兆円の交付税を交付するとか、その他の経済景気対策を国が今一応発表しておるすたいね。それに対する1月の通常国会で出すというような見込みですが、それに対する県の対応策はどの程度まで考えておるですか。

○田嶋財政課長 まず、今、国が補正で確保する、いわゆる公共事業、国庫補助事業につきましては、県に対しまして大体の確保額が指示されておりますので、それを中心しております。それと臨時交付金の熊本県の配分が60億円程度になります。それを活用した事業ですね、公共事業の追加とか、そのほかの事業についても各部署がそれぞれの関係団体と意見交換を行いながら今追加補正が必要な

額について調整をしております。先週各部と意見交換をしまして、大体、補正予算で要求可能などいいますか、そういう国庫補助事業の確保を含めまして、概要がつかめましたので、今各部が最終的な詰めをして補正予算要求としてうちの方に提出していただくような準備を進めております。

○小杉直委員 端的にお尋ねですけれども、今度の第1次補正それから次に予定されておる第2次補正、その中、特に第2次補正からは経済対策、景気対策の予算配分でその方面に使わんといかんでしょうが、県の財務、台所に入れていい交付金もある、ない、どちらですか。

○田嶋財政課長 現在国のスキームでは県が、例えばそういう臨時交付金を県の貯金に回すとか、そういうものは避けてくれということなんで、うちの方に交付があったものはすべて景気対策に使うという方向で調整をしております。

○小杉直委員 わかりました。

○井手順雄委員長 先ほどの防災ヘリなんですけど、4カ月間借るということでありますけれども、リース代とか、そういうものはわかっておるんですか。

○坂本危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。先ほど議案の16ページの方で債務負担行為の設定額約3億9,800万円余というように御説明申し上げましたが、内訳がございまして、まず、天草エアラインへの運航管理委託7,800万円ほど入っております。それから4カ月間の点検整備に要する経費が約2億7,200万円、先ほど御説明しました代替機の確保が4カ月間で約4,700万円を予定して総額で債務負担行為の

設定をお願いいたしております。

○井手順雄委員長 わかりした。

ほかに何かございませんでしょうか。

○渡辺利男委員 くまもとの夢4カ年戦略についてですが、これは余りあれもこれとも言出しと総花的になってしまいますから、余りもう言いたくないなと思ってたんですが、いよいよ議決案件として最後の場面ですから、気がかりになっているところをちょっとお尋ねしたいと思うんですが、1つは熊本空港の活用については全く触れられてないということで、これから新幹線ができますと大阪便が70万人くらい年間乗っているのがどんどんお客が減っていくだろうという状況もあって大変気がかりにできてたんですけれども、これまでも熊本空港の飛行機の活用については、経済的にも工業出荷とか、あるいは農産物とか、そういうのも夜間貨物便ということに挑戦されたときもあったはずですが。結局これは100%あきらめたのかどうか、わかりませぬけれども、そういう活用を開拓しようとしたときもあったわけです。そしてこの夢4カ年の中でも経済の部分でもあるいは観光の部分でも全く熊本空港という言葉さえ出てこないわけで、これはこれからの知事一期目4年間の戦略の中でもう熊本空港は活用はあきらめたといえますか、特段ここを使った戦略はないというふうにとめていいんでしょうか。

○内田企画課長 企画課でございます。4カ年戦略の中における熊本空港の活用についてでございますけれども、4カ年戦略が非常に事柄的に重点的に絞れました点で熊本空港の活用については盛り込めておりません。ただ、主要な施策につきましては、そういう事業につきましては、重点的にする施策として掲げておりますけれども、一般施策につきましては

も十分に事業展開をするということにはなっておりますので、活用はされると思います。

それから、品格あるくまもとのところでは文章の中では一番最後のところで「さらに阿蘇くまもと空港の拠点性向上に向け、空港アクセス」ということで文書表現上では掲げているところでございます。

○渡辺利男委員 それで今度、熊本市が益城町とうまくいって政令市になれば熊本市の中に入っていくということになって、アクセスの問題についても今まで市町をまたがっていた問題が熊本市一つを相手にすればいいということで前と違った発想だっているいろいろな出てくるだろうと思うのです。そういう将来を見据えてどうも今のままでは縮小再生産になっていくのを黙って見とるだけなのかなと、観光客というか、特に大阪便ですね、東京、名古屋便の2つで熊本空港はやっていかうとするのかなとか、そういうふうにはかもう見えないわけです。そこのところを熊本空港をたった一行何か載っているということですけども、どうやって拠点性を高めるのか、交通対策総室長はあれでしょうからね、部長あたりは長年おんなはるからですたい、熊本空港はどうなんですか、はっきり言って将来見込みは熊本空港にあるんですか、ないんですか。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。私どもといたしましては、新幹線開業後も東京線、名古屋線、沖縄線、大阪線につきましても、新幹線で熊本から大阪まで3時間くらいで見込まれますが、航空会社の人と話している中で引き続き3時間で行くならば熊本と大阪の間に1時間で飛行機で行けるということもありますので、路線ということにつきまして私どもといたしましては、航空会社には地元の皆さんとともに路線というのを引き続き充実させていきたいと思っておりますし、また、確保していきたいと思ってお

りますし、また、この空港の拠点性の向上ということでアクセスということで、これまでもシャトルバスの試験運行なりに取り組んできていますけれども、さらに空港を魅力あるものにしていきたいというふうに考えていることで、我々としては引き続き空港の拠点性向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺利男委員 夜間貨物便は100%しない、あきらめているという状況ですか。

○高田交通対策総室長 我々として全くやらないと考えてないわけではございません。引き続き夜間に貨物を運ぶ物につきまして、どういうニーズがあるかということにつきましても、引き続ききちんと調査を行い、また経済界と連携してこの夜間貨物便ということにつきまして勉強し、ともに実現させていきたいというふうに考えているところでございます。

○渡辺利男委員 ニーズを調査するということが、ニーズはあったから動きがあったんであって、今結局、飛べないからよその空港に持っていきよるだけでないですか。

○高田交通対策総室長 九州における今深夜の貨物便ということで現在九州を見ますと、佐賀空港に深夜の貨物便がありますし、また10月まで北九州で深夜の貨物便を飛ばしていたこともございます。そうした前回のときの貨物便をめぐる環境と比べ、今におきまして変わっているかどうかというところをきちっと我々として精査勉強しなければならないというふうに考えております。そうした状況を踏まえまして改めて夜間に運ぶ物はどういった物があるかということを経済界の皆さんとともにきちっと精査把握した上で継続していきたいという趣旨でございます。

○渡辺利男委員 最後に、やっぱり夜間貨物便なんかの対応を見ていると結局、問題の先送りしただけで、熊本県の将来の、例えば経済のため、農業のためとか、本気で県が必要と考えるなら、本気で地元をお願いして回るとか、そういう構えがないと、ただ、反対運動が起きたから先延ばしてきやおこうということではずるずる何年も来ているようにしか見えぬわけです。本当に必要だと思うならば県のそういう強い意思を持ってやるべきであって、やらぬならやらぬということで、はっきり熊本空港は、熊本は静かな地方都市でいこうということくらいのことを堂々と言うてやめた方がいいです、はっきりした方がいいですね。それがいいから、たあだ問題の先送りではずるずるいきよるだけでしょう。

○井手順雄委員長 小宮部長に意見を聞きましょう。

○小宮地域振興部長 まず、熊本空港全体の拠点の話ですが。阿蘇くまもと空港でございますけれども、夢4カ年戦略では阿蘇くまもと空港を特出ししてその拠点性をこういうふうに図るか具体的な施策もあわせて掲げさせていただいてはおりませんが、我々の意識といたしましては、当然空の玄関として阿蘇くまもと空港の拠点性は、これは将来的な熊本全県の九州におけるもしくはアジアにおける拠点性、地位を確保する上に極めて重要な課題だと思っております。そういう中で我々としては日々の施策展開の中で頑張っているつもりでございまして、例えば今年度の上半期の空港の利用者数につきましては、九州では沖縄と阿蘇くまもと空港のみがプラスになっております。他の九州各県ともに利用者数は減っております。これはひとえに東京線が一生懸命頑張っているのと、その他の天草エアラインもありますけれども、利用者数も前

年に比べて頑張っているところもあって全九州のもしくは全国的に地方空港は非常に厳しい中、阿蘇くまもと空港は非常に頑張っております。我々といましては、今後とも細かい施策の積み重ねとともに意識としては阿蘇くまもと空港の拠点性をさらにしっかり根づかせて頑張ってもらいたいようにやらなければいけないと思っております。もちろん具体的な施策につきましては今後とも細かなアクセスの改善から始まりまして、さらに空港の利便性、今度阿蘇くまもと空港も耐震強化を中心としてリニューアルの計画も進んでいるようにございますけれども、利用者にとって使いやすい空港にしてもらいたいと思っております。

それから、夜間貨物便の話でございますけれども、数年前に盛り上がったときは1つは、これは某航空会社の方が民営化される郵便事業を具体的視野に入れて先方の方からビジネススペースでやりたいという話があったと認識しております。

現状におきましては、まさに民間の航空会社の方が非常に航空機燃料の高騰等もあり、非常に経営的に厳しくなって我々もいろんなところにサーチをかけて、まず、航空会社の方からやりたいところがないかどうか非常に調べておりますけれども、数年前に比べますと、まずまさに運ぶ方の側からの強い働きかけが今ない状況ではございます。他方で現時点におきましても、既に阿蘇くまもと空港の航空貨物量は全国でたしか9番目くらいでございます。相当の量を普通の旅客便のお腹に積んで運んでいる状況でございます。おおむね現在の航空貨物の運搬量のほとんどはそれでカバーしておりますけれども、若干の時間帯によってはやはりさらに遅い時間帯の便のところに移動している荷物があるという感じの調査が出ております。

今後、羽田空港の全体の発着幅の拡大に伴いまして、これは阿蘇くまもと空港だけでは

ございませんけれども、全国の各地方航空のダイヤ等がかなり大きな改編があると思われております。その際に少なくとも我々といましてはまず地元で真のニーズといいますか、ビジネススペースのニーズをきちっと押さえた上でその貨物の運ぶ潜在的な容量の拡大に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えています。

したがいまして、現時点におきましては、まず、ニーズの方、これは経済界と一緒にやりまして押さえていくというところが、このタイミングでの我々の役割だと思っております。それを踏まえまして、この羽田空港の発着幅の拡大にあわせまして、どういう方策が打てるかということを考えていきたいと考えております。

○渡辺利男委員 よろしく願いしておきます。

○内田企画課長 企画課でございます。先ほど熊本空港の拠点性に向けて4カ年戦略の位置づけを補足して説明させていただきます。先ほどの発言もありましたように、重点的に取り組む施策として柱立てはしてはおりませんが、品格の中で3九州新幹線全線開業効果の最大化による県全体の発展の中で、文章としまして熊本市の政令指定都市の実現を見据えて熊本駅周辺の整備や熊本環状道路の整備、都市圏公共交通ネットワークの強化、阿蘇くまもと空港の拠点性向上などを通して県全体の牽引役となるよう九州における熊本都市圏の拠点性の向上に取り組むということで、阿蘇くまもと空港の拠点性向上も非常に大事なものであるということで位置づけしております。

以上でございます。

○小杉直委員 渡辺委員の方から阿蘇くまもと空港の充実発展について積極的にするよう

にということ、ちょっと心配された御意見があったわけですが、いずれにしても空港のそういう充実発展のためには空港のみならず周辺の環境もきちんとしとかないかんです。その中でうっそうと茂った雑木林を整理することによって空港のポテンシャルというのですか、評価も高まるわけですが、神谷地域政策課長、あれはどの程度進んでおるね、雑木林の整備については。

○神谷地域政策課長 地域政策課でございます。今小杉委員お尋ねの空港の北側の県有地がございます。そのあたりを含めまして空港だけとらえるのではなくて、空港全体を一つの地域ととらえて拠点性の向上を図れないかということで今検討を進めておるところでございます。その中で北側の県有地の森についても、どのような活用が図れるか今具体的に庁内で検討のワーキングを設けて検討を進めておると同時に、関係する航空会社さんですか、熊本空港ビルディング会社の方、関係者で今集まって会議を重ねておりまして、今具体的な方向性を出すべく整理を進めておるところでございます。

○小杉直委員 しっかり推進してくださいよ。

○神谷地域政策課長 はい。

○井手順雄委員長 この4カ年計画についていろいろな提案というか、提言というか、これはスローガンかもしれないですけども、そういった内容でありますけれども、よく中身を見てみますと現行の予算でやっていきますというような意味ですたいね、この財政難の中で来年度予算あたりに例えば星がついた重点施策というようなものに対してはどういった事業か、また予算化していくのかということも必要であろうというふうに思いますので、

ただ単に提言、提案で終わるのでなしに、この4カ年計画をせっかくなつくったわけですから、そういう予算化をしていながらこれに反映させていくという形でお願いしたいというふうに思います。

ほかにありませんか、議案に対しての質問。

では、なければ、これで議案に対する質疑を終了いたします。

だいたいから、本委員会に付託されました議案第1号、第10号、第11号、第12号、第16号、第17号、第18号及び第19号について一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認め一括して採決をいたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は原案のとおり可決または承認することと決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第25号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

請第25号私学助成の充実強化に関する請願について御説明を申し上げます。この請願は私学助成拡充を求める熊本県実行委員会からのものでございます。趣旨は公私立間の学資教育条件の格差をなくすため私学助成の増額を求めるものでございます。請願事項4項目でございます。

1点目、保護者負担軽減のための授業料助成の拡充を求めるものがございます。現在、本県では各私立高校が行います授業料減免に

対して、平成20年度当初予算で約1億800万円余の補助を行っており、経済的に生徒を就学させることが困難な家庭への支援策としております。

2点目、私立学校の教育条件改善のため、経常費2分の1助成の実現を求めるものでございます。補助金ベースで申しますと、各学校に支出しております補助金の割合、補助金比率と申しますが、本県では36.7%、全国平均では35%となっております。

3点目、小規模校に対する特別助成制度の創設を求めるものでございますが、小規模高校例えば300人未満の学校と想定いたしますと、本県には2校ございまして、うち1校は生徒数が急激に減少した過疎高校として特別補助を実施いたしております。

最後4点目でございますが、私立学校校舎の老朽化に伴う施設整備に関する助成の拡充でございます。築30年以上の建物面積が全体面積に占める割合を老朽化率と申しておりますが、平成20年5月1日現在、県内私立高校の老朽化率は47.4%と全国平均33.2%に比べまして非常に高い状況ではございますが、現在、県では施設整備事業の公的借入金に対して利子補給を行っておりまして、平成20年度当初予算ベースで600万円余の補助を行っております。なお、去る9月議会におきまして、熊本県私立高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校振興協議会から、私学助成の充実を求める請願がなされ、採択されて国に意見書が提出されました。

9月議会の請願と今回の請願はともに私学助成の充実を求めるものでございますが、9月議会の請願は私学助成の一層の充実が図られるよう政府及び国会に意見書を提出してほしいという趣旨、国に対する働きかけを求めるものでございました。今回の請願は、県に対しまして予算上の対応を求めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞ御審議の

ほどよろしくお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。請第25号ついてはいかがでしょうか。

○渡辺利男委員 採択。

○馬場成志委員 この私学助成の件につきまして今説明もありましたし、この趣旨については皆さん共感される部分、同じ思いを持っておられるというふうに思います。そういった中で今説明がありましたように、9月議会において国に対しまして、県独自ではこれが達成できないような現状でありますから、国に対して意見書を出したというようなことであります。

今後このことに関しましては、私ども議会の皆様方も大体同じ思いをお持ちであろうと思いますので、この方向で今後執行部と打ち合わせていただきながら充実に向かっていきたいというふうに思っておりますけれども、ここにある例えば経費助成の分につきましても、例えば今の私学の生徒1人頭月1,000円負担を軽くするばかりでも数億円要するというような状況になりはせんかなというふうに思います。1億では足らぬだろうと思いますが、1万円経費を軽くするというようなことになると10億単位というようなことになるのかなというふうに思っております。

そういった意味では、この中からまた真から審議しながらやれるものというものを今後やっていかないかぬという気持ちは一緒でありますけれども、現時点においては現在の財政状況を考えますと、今回は不採択ということで今後努力していくと、今も努力しておりますが、今後も努力していくというようなことで、今の時点については不採択ということでお願

いしたいと思えます。

○井手順雄委員長 採択、不採択の両方の今意見がございました。

それでは、ここで採択についてお諮りします。

請第25号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○井手順雄委員長 挙手少数と認めます。よって、請第25号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっている請願の審査を行います。

まず、請第3号について執行部から状況説明をお願いします。

○山野文化企画課長 文化企画課でございます。

請第3号の請願の趣旨は、県立劇場にパイプオルガンの設置を求めるものでございますが、前回から状況の変化はございません。将来的には何らかの工夫や方策が考えられないか研究してまいりたいと思っております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 これに関して質問はありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。請第3号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 継続という意見がありますが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 それでは、継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第3号を継続審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議なしと認め継続いたします。

次に、請第20号について審査を行います。

請第20号については、県議会における政務調査費等検討委員会で検討中でありまして、執行部からの説明は省略させていただきます。

これについて何か質疑はございませんか。

これに関して委員の方はこの中にいらっしゃいますか。今までの経緯か何かを説明してもらおうと、大体、いつごろに出るのか。

○馬場成志委員 済みません。ちょっと今、資料を見つけよったんですが、今現在、検討委員会の中で検討させていただいております。中身については、別途御承知だというふうに思いますので、詳しくは申し上げませんが、2月か3月議会に向けて結論を出したいと。もちろん議長からの諮問機関でありますので、その前に議長に検討結果を上げるというようなこととなりますけれども、そういった状況でありますので、現在では継続とお願いしたいと思っております。

○井手順雄委員長 2月の議会には間に合うようなことで、今審議を進めているようなこととございますので、この審議が出た後にいろんな協議をしたらどうかというふうに思っておりますので、申し添えておきます。

次に、この請願について採決に入ります。

請第20号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 継続という今意見がございましたので、継続についてお諮りいたします。

請第20号を継続審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議なしと認めて継続と

いたします。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査をすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、執行部の報告を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、各関係各課長から順次報告をお願いいたします。

○内田企画課長 企画課でございます。よろしく申し上げます。

報告資料の第2次勧告地方分権改革推進委員会概要をお願いいたします。

先週、開催されました道州制問題等調査特別委員会でも御報告を申し上げましたが、今月の8日に政府の地方分権改革推進委員会から、地方分権に係る第2次勧告が出されたので、その概要について御報告を申し上げます。

御存じのように現在、政府におきまして、第2次地方分権改革が進められております。その具体的な議論が地方分権改革推進委員会で行われているところでございます。本年5月に国と地方の役割分担についての第1次勧告が行われております。

そして今回、御報告をさせていただきます第2次勧告が出されたところです。この第2次勧告ですが、義務づけ・枠づけの見直しと国の出先機関の見直しの2本柱で行われております。

まず、義務づけ・枠づけについて御説明をいたします。

義務づけは、例えば教員10年経験者への研

修の実施の義務づけなど、一定の課題に対処するための事務そのものを義務づけることとさせていただきます。

枠づけは、例えば保育所の保育室の面積の最低基準など事務の執行方法、手続とか、判断基準それから執行体制、組織等を義務づけることとさせていただきます。

分権改革推進委員会は、この義務づけ・枠づけの見直しを立法権の分権というふうな位置づけまして、義務づけ・枠づけを定める482法律、10,057条項について精査をいたしております。その結果、4,076条項につきまして義務づけ・枠づけの廃止や全部または一部の条例委任や条例等による基準の上書きを求めています。

次に、国の出先機関の見直しについてでございますが、8府省15系統の出先機関につきまして勧告を行っております。

その内容は、中ほどの1から4に分けられております。

1は府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うものです。地方農政局や地方整備局等の企画部門を地方振興局としてまとめ、直括の実施部門を地方工務局としてまとめる案でございます。

2は同一省での統廃合で、都道府県ごとにある労働局を地方厚生局に統廃合するというものでございます。

3は組織を廃止するもので、中央労働委員会地方事務所は廃止を勧告されております。

4は組織定員をスリム化して存続するもので、総合通信局等が対象となっております。その他総合的な出先機関と地元自治体との間の協議会の設置や将来的には出先機関職員21万人のうち、3万5,000人程度の人員削減を目指すべきとの勧告をあわせて行っております。

全国知事会は、この勧告につきまして義務づけ・枠づけの見直しについては、その成果を高く評価しておりますけれども、中ほどの

出先機関の見直しと地方の役割の拡大については、明確な分権の方向は示されていないと、また、二重行政の解消や観点からは十分でないという指摘をしております。

また、新たに設置します地方振興局や地方工務局への懸念を示すなど厳しい見方を表明しております。先日の道州制等調査特別委員会でも同様の厳しい見方が示されたところがございます。

以上で地方分権改革推進委員会が出しました第2次勧告の概要について御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田崎人事課長 人事課でございます。総務部長説明にもございました不適正な経理問題に関しまして、今後の対応等について御報告をいたします。お手元の報告資料2をごらんいただきたいと思っております。

まず、1の調査内容でございますが、(1)のとおり総務部長を委員長とし、出納局長や各部筆頭課長をメンバーといたします物品調達等庁内調査委員会を12月1日に設置いたしますとともに、(2)のとおり調査に必要な実務を行うプロジェクトチームも同日付であわせて設置いたしております。また、(3)のとおり、弁護士、公認会計士、税理士3名からなる外部調査委員会を12月9日付で設置し、本日、第1回目の外部調査委員会を開催する予定といたしております。なお、今回の調査は外部調査委員会の主導のもと調査の手法、調査結果の検証並びに再発防止策の検討などを進めてまいります。(4)の調査内容でございますが、①から③に掲げておりますように、全所属に対しまして、過去5年間にさかのぼって経理帳票の確認、それから過去の在籍者を含めました聞き取り調査を実施いたします。また、物品納入業者に対しましても、預けなどの有無について調査を行うことといたしております。

2の大まかなスケジュールをごらんいただ

きたいと思っておりますが、12月中旬のところですが、先ほど申し上げたように、本日、第1回の外部調査委員会を開催いたします。その中で調査手法、様式等について御了解いただいた後、各所属、物品納入業者への調査票を発送するなど早速調査に着手することとしております。調査票につきましては、あけて1月中旬ごろまでに回収し、その後、詳細調査を実施することとしておりますが、外部調査委員会には必要に応じて現地調査を行っていただき実態調査に努めていただくこととしております。それらを通じまして調査概要については2月中旬ごろまでにとりまとめ3月末までには職員の意識改革を含めた再発防止策を策定しますとともに、報告書を作成することといたしております。

裏面をごらんいただきたいと思っております。右上の方でございますように、外部調査委員会は竹中弁護士、浅枝公認会計士、高木税理士の3名で構成されますが、この外部調査委員会が庁内調査委員会とプロジェクトチームを主導しながら調査を進め調査結果報告書、再発防止策の作成を行うという流れになっております。今回、知事から徹底的な調査を行うよう指示を受けております。年度末に向けまして限られた時間でありまして、今後、全庁を挙げて取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。報告とさせていただきます。

以上でございます。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。市町村合併の推進状況につきまして御報告をさせていただきます。市町村合併の推進についての資料をお願いいたします。

あけて1ページでございます。

資料の文中ずっとアンダーライン引いておりますところが9月の委員会で御報告をさせていただきました以降の動きでございますので、その部分を中心に御説明をさせていただきます。

きたいと存じます。

まず、1ページの下から3段落目でございますけれども、熊本市と富合町の合併につきましては、10月6日に合併し、新熊本市が発足したところでございます。そして10月に熊本市と益城町、それから熊本市と城南町の間でそれぞれ法定協議会が設置されまして、今月の4日には植木町との間でも法定協議会が設置されたところでございます。

県といたしましても、私や関係の地域振興局長が委員としてそれぞれの協議会に参画しておりまして、引き続き関係市町への助言とか、あるいは住民の理解促進に努めまして、合併協議が円滑に進みますように支援をしてみたいと存じます。

それから、次の2ページから3ページにかかましてでございますが、主な経緯や県の取り組みについて記載をいたしておるところでございます。

3ページの上の方でございますが、20年11月9日に植木町においても、県主催で政令指定都市セミナーを開催したところでございます。

同じく3ページ、大きな2で各地域の合併に向けた動きと県の対応状況についてでございますが、最近の主な動きについて御報告をさせていただきます。

まず、熊本市の欄でございますが、本年10月に先ほど申しましたように、益城町、城南町とそれぞれ法定協議会を設置いたしまして、これまで2回ずつ協議会を開催しております。

また、熊本市の欄には記載をしておりますが、植木町におきましては、住民投票の結果を受けまして12月4日に熊本市との法定協議会が設置されたところでございます。

次に、城南町でございますが、あけて4ページの方をお願いしたいと存じます。

11月のところでございますけれども、町長及び議員のリコールの動きが続いております

たが、議員のリコールにつきましては、これは双方とも取り下げが行われたところでございます。

しかし、町長のリコールにつきましては、本請求がなされまして、これに対しまして、町長が取り消しを求める訴えを提起されるという動きがっております。なお、町長のリコールにつきましては投票は1月11日に予定をされているところでございます。

次に、5ページをお願いしたいと存じます。

植木町でございますが、9月の町議会での町長提案によります法定協議会設置議案が賛否同数、議長採決で否決をされた後に住民発議を受けまして、10月27日に法定協議会設置議案が再提案されたところでございますが、これも否決になったところでございます。

これに対しまして、合併特例法に基づきまして、町長が住民投票の実施を選挙管理委員会の方に請求され、11月30日に住民投票が実施されたところでございます。

その結果、賛成1万309票、反対6,697票というところで、この法定協議会の設置が賛成多数ということになりまして、今月4日に法定協議会の設置に至ったところでございます。

次に、益城町でございますが、6ページをお願いしたいと存じます。

11月に町長が法定協議会終了後に住民投票を実施する意向を表明され、資料にはこの12月議会に提案予定と記載をしておりますが、さきの12月9日に提案がなされたところでございます。

この3町以外におきましては、これは阿蘇郡西原村におきまして、住民有志の方々が熊本市との合併を考える勉強会を始められたということでございます。

また、その他の地域においては、特段新しい動きというものはあっておりません。

市町村総室からの報告は以上でございます

す。よろしくお願いいたします。

○古里川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。報告資料の4をお願いいたします。

1に知事表明後の主な動きをまとめております。

(1)としまして、国交省関係でございます。10月の末に大臣との会談などをまとめております。

(2)としまして、五木村の関係でございます。①には知事表明後の村からの県への申し入れ、さらに②には一番下になりますが、11月の知事の村民への説明などをまとめております。

裏面をお願いしたいと思います。中ほどになりますが、(3)でございます。その他関係市町村についてまとめておるところでございます。

さらに一番下になりますが、2でございます。

今後の対応についてまとめております。

まず、(1)治水でございます。

10月末の国交大臣との御提案を受け国と県が一緒になりまして、あわせて関係市町村にも参加いただきましてダムによらない治水について検討を行うこととしております。調整の結果、年明けの13日に第1回目を県庁で開催することとしております。

次に、(2)五木村の振興でございます。

①振興計画でございます。

9月に対策本部を立ち上げ策定作業を進めております。現在、村と県におきまして事務協議を進め、また村も独自に要望等を取りまとめておいででございます。振興計画につきましては、村と一緒にできるだけ早く策定することとしております。

次に、②の頭地大橋、農地造成などの生活再建基盤の整備でございます。

国交省から協議の申し入れがあつておりま

すけれども、県といたしましては、これらの整備につきまして国において取り組んでいただくということを基本といたしまして、国との協議を進めていくこととしております。

以上でございます。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。報告事項5熊本県総合情報通信高度化計画(くまもとの夢実現ITプラン)案について御説明いたします。

お手元に計画案の冊子とカラー刷りの概要、それとA4縦1枚裏表2ページの報告資料をお配りさせていただいておりますが、本日は1枚紙の報告資料、熊本県総合情報通信高度化計画(くまもとの夢実現ITプラン)案について説明させていただきます。

まず、次期情報化計画の概要でございますが、計画の狙いとして、ITは課題を解決するツール(手段)として活用していくものでございまして、情報化は本県の政策目標を達成するための手段となることとしております。そして、情報化を進めることで「くまもとの夢4カ年戦略」の実現に寄与することとしております。

計画策定の趣旨としては、「くまもとの夢4カ年戦略」に掲げる4つの分野に沿った高度情報化推進のための基本計画と位置づけ、情報通信基盤の整備やITの利活用など県民一体となって取り組んでいくための指針としたいと考えております。

計画の推進期間としては、「くまもとの夢4カ年戦略」の推進期間に合わせて平成20年度から平成23年度までの4カ年としております。

続きまして、裏面2ページをごらんください。

次期情報化計画の構成でございますが、本計画は、第1章から第5章までの5つの章で構成されております。

まず、第1章では計画の狙いを記載してお

ります。

続く第2章では、これまでの取り組みについて記載し、これまでの取り組みの成果を述べ、今後取り組むべき課題を抽出し、整理を行っております。

第3章は、課題解決のための方策アプローチ、すなわち本県の行政課題の解決に向けての方策などについて記載しております。

続く第4章の具体的シナリオでは、重点的に取り組む施策を5つの分野に分類整理し、実現に向けたシナリオを提示しております。

さらに第5章の計画の推進に向けてでは、計画推進に向けて期待される役割、推進体制や年度ごとに策定する実施計画などについて記載しております。

なお、この計画案の詳しい内容などについては、別紙のカラー刷りの概要や計画案の冊子をごらんください。

また、本議会終了後の来年1月には、最終的に文言を整理し、決定の上公表したいと考えております。

以上、概略ではありますが、熊本県総合情報通信高度化計画（くまもとの夢実現ITプラン）案について御報告させていただきました。よろしく願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で執行部の報告が終了しましたので、報告事項についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○小杉直委員 報告事項の2物品調達調査委員会の調査内容等についてお尋ねしますが、監査委員のかかわりというのですか、これの調査に対する役割というとはどういうふうになっておりますか。

○田崎人事課長 先ほどの報告資料2のところにもございます裏面の方でございますが、庁内調査委員会の構成メンバーがここからの点線で引いてございます。総務部それから出

納局そして各部筆頭課ということになっておりまして、先生、もう御存じのとおり、知事部局の調査ということでもまず取りかかりをすると。監査委員事務局につきましては、いわゆる知事部局とはまた別の組織ということでもございまして、ここに具体的に入ってきておるわけではございませんが、外部といいますか、外から客観的に監査委員事務局としては、この問題について対応されるものと思っております。

○小杉直委員 金田監査委員事務局長がおいでとるのですが、ああなたのこの調査に対する見解というのは、考え方はどがん思っておるのですか。

○金田監査委員事務局長 執行機関としての監査委員事務局でございますが、この流れに関しましては、これと同様の対応といいますか、外部調査委員会の方に結果論についてのチェックを御指導をお願いするような流れになろうかと考えております。

それから、監査そのものの動きといたしましては、今回の一般質問の中で監査委員の方にお尋ねがございましたけれども、今回の事件に対する対応として、早期にチェックしていく、監査を行っていく体制を整え、実施をしてみたいと考えております。

○小杉直委員 この調査のやり方について適正というのですか、そういうような調査のやり方をお願いしたいというふうに要望するわけですが、そのわけは、今県政は非常にいろいろな面で厳しい環境に置かれておるけんですね、やっぱり全員一丸となって前に進まないといかぬ環境にあるわけです。それに対して、これはきちんと調査せんといかぬということはもちろん大事なことです。調査は必要ですが、ややもしますと、一部の職員の不祥事が全職員、全組織の不祥事のような印象の

もとで重箱の隅をつつくような形でやっていると後ろ向きにややもするとなったり、必要以上に大切な職員間の信頼関係とか、あるいは人情というものを傷つけないとも限りませんので、調査をきちんとしながらもその線引きといたしますか、適正なやり方ということを要望しときます。

以上です。

○渡辺利男委員 今の小杉委員と随分と違う指摘になるかもしれませんけれども、まず、この間の自然保護課の職員個人の判断だったのかなと、その疑問です。

だから、全く個人の問題だったら今言われるような見方もあるでしょうけれども、そうでなくてああいう部署について人は慣例として暗黙の了解のもとにやっておっただけではないかなというのが大まかな県民の今の見方です。

だから、そのところをもうこの際はっきりさせようというのが今回の知事が言われる最後の調査だといわれると思うのですが、そこで今回このやり方とかありますね、特に私は外部調査委員会の権限とか手法についてお尋ねしたいですけれども、外部調査委員3名でされてますけれども、どうなんでしょう、調査内容については経理帳簿の確認、過去の在職者からの聞き取り調査、物品納入業者に対する聞き取り調査など書いてありますけれども、やっぱり県庁の職員として聞かれた場合ですよ、あと20年も30年も県庁の組織の中で生きていかなん人が本当のことを言ったら裏切者として、これからなかなか生きていきにくくなるでしょう。だから、本当にそういう真実の言葉を引き出せることができるのかどうか、だから、みんなが外部調査委員会がこういういろいろ尋ねても、あるいは書類を求めても口裏を合わせてなかったということにするなら外部調査委員会というのはお手上げじゃないですか、例えば、菅さん

が厚生大臣になられたときに薬害エイズの問題でどれだけ調べてもそういう資料はないと最初はずっと官僚は言っていたわけですから、それを大臣がとことん言ってやっとならぬというファイルが出てきて明らかになったというこれが国の官僚の体質だろうと思いますけれども、そういった体質が県の中にもあるとするならば外部調査委員会が求めても出さないんじゃないですか。だから、この外部調査委員会の権限というのはどうなんですか。こういうところでこういう内容を求めてもうそれを言った場合は何か罰則があるんですか。そのところをお尋ねします。

○田崎人事課長 まず、外部調査委員会の権限といたしますか、先ほども申し上げましたように、外部調査委員会が今回の調査を主導していくということを先ほど申し上げましたところでございます。

それと今、委員の方から本当に真実が引き出せるのかということのお尋ねがございしますが、今回は先ほども御説明しましたように、物品納入業者に対します調査表を発送しての聞き取り調査といたしますか、そういう調査も行います。いわゆる職員だけに聞いていくということではなくて、当然庁内でもヒヤリング調査表による調査をやりますけれども、外部に対して、物品納入業者に対しても今回調査表を発送し、それを回収し、それを突き合わせる作業がございします。そういう意味では私としては先ほどのような心配するというようなことはないのではないかとこのように思っております。

過去、九州内でも宮崎それから長崎も同様な手法による調査をしておりますが、そういう両面の調査によりまして、かなりの事実を引き出したということもございします。

そういうことで今回は先ほど御心配になられたようなことはないのではないかとこのように思っているところでございします。

○渡辺利男委員 ないのではないかと私も願ってますけれども、ただ、職員にしても業者にしても、みんなほかの人も1、2の3で本当のことを言うなら言うけれども、自分だけが言うのはちょっと相当勇気が要るんじゃないかなというふうに思います。だから、それが引き出せるかどうかというのは何かないと、この間知事が言っておられたように、今回の調査で言うならばもう許すけれども、その後出てきたらもうただじゃ済まんよというふうなことをもっと具体的に何か右手に持って迫まらないとなかなか出てこないじゃないですか、本当にないならば、どがん罰則を右手に掲げられたって構わんでしょう。そのところは知事が言われとったようなことというのは具体的にどういうふうに迫っていくんですか。

○田崎人事課長 今回の調査の中で、きょう外部調査委員会が開かれますけれども、その中でもお諮りしようと思っておりますが、物品納入業者につきましては、今回、調査票を正直に出していただくために今回の調査でそのような不適正な取り引きにかかわっていたとしても、今回はそれについて一番心配されるのは指名停止処分ということだろうと思えますけれども、そういうことはありませんと、そういう考えはありませんというようなことをまず申し上げることが大事であろうというふうに思っております。

それと庁内の職員に対しましても、一般質問の中で知事が答弁されましたように、今回の不正経理に関してはちゃんと懲戒処分の指針というものはございますので、それを踏まえていくというようなことが一番大事になるわけでございますが、そういう中であっても今回の故意過失の度合いあるいは職員の職責、日ごろの勤務態度などに基づいて総合的に判断するというふうに知事の方も答弁され

ているところでございます。

さらに今回を最後にしたいと、再発防止を図るために指針の見直し、厳しく今後はしていくというようなことも言われております。そういった意味では、職員も今いろいろと伺いますか、自己申告というようなこともやっております、そういう中で知事も言われておりますように、今回はちゃんとした結果が出せるものではないかというふうに思っております。

○渡辺利男委員 県民の信頼回復がないと、今から皆さんがどんな一生懸命仕事をやってもいっちょん評価されんと思うとです。だからもう本当に知事が言われるように、これが最後と言えるように、県民の皆さんがああやっぱ、熊本県はあの1件だけでほかに何もなかったんだと、本当に納得できるような調査とその内容にさせていただかないと小杉先生が言われるように、いつまでも何か針小棒大に取り上げてずるずる疑惑の目で見られるのは皆さんも私どもも県政に携わる者として悲しいですから、ぜひ県民の皆さんが本当にすかつとするような調査結果を出していただきたいと思えます。

○竹口博己委員 せっかくですので、川辺川ダム、これほどのテーマを素通りするののもどうかと思うのです。川辺川ダムとか荒瀬ダムをめぐって蒲島知事の結論が衝撃的といいますかある意味では、変化にとんだといえますか、気の毒なのは五木村だなど、潮谷さんに悩まされ、今度は知事が変わったらまた別のことから足元の知事に悩まんといかんという苦惱ぶりがうかがえます。そこで上野理事に聞いたのがいいのか、地域振興部長ですかね、五木村の振興にかかわること、最近の蒲島知事が決断された後の五木の県に対する要望というのをわかりやすくコンパクトに言えば何なんですか。

○上野理事 五木村さんとは日ごろからいろいろとやりとりしております。その中で村長さんが一生懸命言われるのは国・県の強い思いでダム事業を受け入れたと、それがこういう不透明な状況になって途中まで進んでいった基盤整備部分が中断してしまっていると、これが果たしてどうなるのかは非常に自分たちは不安を持っているので、これについては国、県できちっと整理をしてほしいという話をされてます。

その中身は国道、県道、村道のつけかえ、これが大体80%か85%終わってますけれども、これが途中で切れた状況になっています。それから、農地自体もまだ十分のところまで復元しておりません。そういう部分について国の方でダム事業が不透明になって制度として無理だというニュアンスの発言をされておるものですから、県の方にどうかそのあたりの整理を国に対して強く言ってやってほしいと、完結させてほしいという思いで言っておられます。

○竹口博己委員 国にやるように、どうか県が働きかけてほしいという発言。

○上野理事 はい、11月21日に私の方が国の方に向きました。

この内容につきましては、8月に国交省さんが財務省に五木村の基盤整備部分について34億円ほど21年度予算に要求しております。

これにつきましては、9月11日の知事の表明を受け、そして大臣と知事との話の中で、じゃ、ダム以外の治水策を極限まで国と県でやりましょうというふうになったものですから、財務省さんの方は先ほど申しあげましたように、ダム事業自体が不透明になっていると、このような不透明の中で34億円をつけろといってもなかなか難しいという話が国交省さんの方に返ってきております。

国交省さんの方は、今までの流れの中でまたダム事業をおろしたわけでもなんでもないんだから、できるだけ責任を遂行したいということをおっしゃってますけれども、財務省との関係ではなかなかそこも理屈として難しいと、その中で基本的には、執行部と議会は残事業については国の責任でやってほしいと言ってますけれども、国交省の方は知事のそういう表明とその後の流れを見たら、国だけに押しつけるのはちょっと酷ではないかと、それについて県の方も何らかの思いというか、かわりをやってもらえんのかなという話が私にありました。

これについては、私の独断で県のこういう財政状況の厳しい中で、国にお願いしている部分を県も考えましょうというのは無理だから、一応お話しは聞きしたと、ただ、これについては持ち帰っていろいろな部門と相談をしなければいけませんということで、21日は終わってます。

そういう状況を踏まえて、五木村さんの方は34億円についてはどうにかして国の21年度予算にのるように頑張ってもらいたいという形です。ずっと2日前の話もそういうことをベースにして、いろいろ要求をされているところでございます。

○竹口博己委員 それは国がやるべきだという蒲島知事と……、そうなんだ国なんだ、だから国にしっかり働きかけなさいという五木村にはちょっと温度差がある、つまり一定の責任は県にあるんじゃないかという思いが五木村に感じ取れてならないのですが、それはそれとして、さてダムによらない治水を検討する場というのが設置をされたら、国・県・地元市町村の構成による機関が今後検討していく、その経緯がどんな道筋をたどっていくかというのは非常に興味津々、国と県が全く違った考え方そしてそれに参加する地元市町村の中では治水案が全く違った首長さんが存

在をしているという、この方々の議論が果たしてどういうことなのかというのはある意味では興味があつてたまらんですけれども、そこで一定の時間かけて検討された。

そこで難しい質問をしますね、上野理事。県は避けて通れないですね、さっき理事が冒頭に言うた当初これは国と県のタッグでスタートしたのを五木村が苦汁の選択で飲んだところから始まったんだという発言が冒頭ありましたね。ダムによらない治水を検討する場で何回か意見交換がなされていくでしょう。それでそれを受けて国交省が再度最終結論を出す、出すんですね、その出した結論が、仮定の話になってしまいますが、出した結論が治水対策としてダム以上のものはないという結論に再び着地したとき、それを熊本県はどうするんでしょうね、受け止めますか、現実的な問題でもあります。仮定の話だけど現実的な問題ですね、そんなときもいや反対、反対と言って評論家みたいにして国にかみつきますか、さて上野理事。

○上野理事 最初言われた3者協議につきましては、これは国交省さんも言われているとおり、物事を決定するような協議会でございませぬ。県と国と地元市町村の個々の認識を共用するということとございまして、その議論の中身のある程度のまとまりを受けて国交省は整備計画をつくられます。その整備計画の中に3者の議論の成果をどう取り込まれるのかをよくわかってませぬ。今、先生がおっしゃったように、そのダム以外が出てくるかもしれないし、ダムしかないという結論が出てくるかもしれません。そういうのを踏まえて国交省さんが整備計画を国交大臣の判断でつくられます。つくった後と申しますか、案をつくった段階で熊本県知事に国としてはこの問題については、こういうふうに事業を組み立てたということと意見照会がございませぬ。これがこの意見照会が、仮定の話ですけ

れども、竹口先生が言われたように、ダムだという形でのった計画の意見照会が出たとしたら、現時点では知事の考えはそれには応じられないということだろうと私は思っています。ただ、これはあくまでも熊本県知事の考えであつて、最終的に判断されるのは国交省さん、国交大臣になりますので、どういう結論になるかわかりませぬけれども、今の流れを見てますと、知事自体は、国交省の考え自体は門前払いでなくて多分受けとめられると思いますけれども、受けとめて自分がじっくり考えた結果やっぱりダムについては、自分としてはOKとは言えないという回答を出されるのじゃないかな、これはあくまでも仮定の話ですけれども、そういうふうに自分は認識しております。

○竹口博己委員 非常に難しい危ないやりとりを今私もしておるのですけれども、だけど現実として避けて通れない。五木として見ればダムをできればすんなり村の振興策は規定路線を進むととらえておられると思うのです、五木村はダムができれば。いずれにしても国交省はダムで対応するのか、あるいはダムよらない治水対策を取るのか2つに1つでして、専門的な議論、検討する場の意見交換を受けて再度結論、その結論は2つに1つダムしかありませんというカードを再度抜いてきたとき、県がいや、だめだ、だめだと、果たして言えるかどうか、五木の振興策がかかっていますから、今度は。そこらは上野理事、庁内でも知事を囲んでいろんな議論をされていた方が村のためと思います。

○上野理事 五木村の振興につきましては基盤整備部分と振興部分と、我々はソフト部門と言つてますけれども、この2つが合わさつて1つの五木村の振興になります。今おっしゃったように、最終の結論が出てダムじゃないという結論になったとした場合、国の方はあ

くまで今やっている事業はダムをつくることによる損失補償部分的なものがありますから、ダムが消えてしまうとそれは制度的に無理だという考えに多分財務との話でなると思っています。その場合の解決策としては、1つはこういうケースにつきましては新しい国の方のスキームを考えるかどうか、それが1つ。それを私たちは今後要求していかないかぬと思っております。それと別に考えますのは先ほど私が冒頭申し上げましたように、この問題自体が国と県とのかかわりの中で進めてきた事業ですので、今国にお願いしている基盤部分ここを県がどういう形でここにかかわっていくのかどうか、これについても、やはりある程度具体的話を国さんとはしていかないかなだろうなあというふうには思っています。ただ、それは見えてませんので、あくまで現時点では執行部と議会の方はその分は国にお願いしたいというふうに言っていますので、現時点ではそれで当分進まないかんと思っていますけど、先ほど申し上げました時間が過ぎている程度結論がまとまった時点では県もどういう対応をするかというのはそこで真摯に考えることが必要になってくると思っております。

○竹口博己委員 ありがとうございます。

○小杉直委員 上野さん、竹口先生の質問の中に趣旨は十分理解しておるわけですが、仮に次の整備計画等で治水のためにはダムしかないというふうな方向となった場合にその時点で知事はそれには反対するだろうというふうな仮定の話はああがされましたけれども、それはちょっとああなたの立場からこの公の場でそういう発言はちょっといかがなものかなと思うがな、私ならばそういう結論が出た段階で知事がきちんとまたどうすべきかと判断されると思いますという程度に訂正しとかんと、ああなたのその知事のその予想をあたがこの場で仮定といいながら言うことはちょ

っと言い過ぎじゃなかなあ、ちょっともう一遍言うてみなっせ。

○上野理事 今、小杉先生が言われたとおりでございます、

○馬場成志委員 ああが話すごたることになかばな。

○上野理事 はい、現実に関今の知事のこの問題に対する考え方を整理するとそういうふうに関私の推測では言えるのじゃないかという感じで言いましたけれども、おっしゃるとおり、現時点ではそれが出てきた時点で最終的にはそこで知事がどう判断するかにかかってくると思っております。

○小杉直委員 もうよかばいた、そういうふうに関訂正というか、そういうふうな答弁にし直したということだろう、それで。

○馬場成志委員 訂正されたということですから、もう言わんでもよかかもしれんけれども、そういう発言があるから、国に対してさっきの五木村の声を国につないでいくとかというふうな話がうそっぽく聞こえるわけですか。そういうことを言うならば県が判断したっけんが、県が自分で五木村の振興をせななですたい、こがななとでしようが。

○上野理事 最終的には先ほど申し上げましたとおり、結論が出た時点で……、今は国にお願いしたいと、ダム事業自体がまだ落ちたわけでもないですので、執行部としてはぜひ国の方に責任を持ってあとの残りもやってほしいと言っています。ただ、先ほど申し上げましたように、現実的に数年後かもしれせんけれども、最終的な結論が出てそこでダム事業自体がもし落ちた場合にどうなるかについては、その時点でもいや国だ、国だという

ことが妥当かどうかということについては私自身はそれは正しいと思ってません。その時点でいろいろ判断したいと思っております。

○馬場成志委員 数年後というけれども、五木村はこれまで40数年振り回されてきておると、それから何年待たすっと。

○上野理事 先ほど言いましたとおり、基盤部分と振興部分がございます。振興部分については既に御存じのとおり、具体的に各部と調整しながらどういう事業が可能かどうかやっています。今問題になっていますのは基盤部分でございますので、これについては治水策の協議の場と並行しながらも県ではなかなかこういう状況の中で国にかわってその事業をするというのは無理ですので、そこを何回も言いますけれども、真摯に国の方には我々としたら議会の皆さんと同じ歩調をとりながらぜひ早く予算つけてやってくれということを要求していくしかないと思っています。

○馬場成志委員 しっかりと歩調をとりながら振興をやっていくということですが、一つ一ついらん言葉はつけ加えよるけんが信頼関係が崩れてくるでしょうが、自分でわかってらんなら、また議事録でんなんでん読みかえしなっせ。

○高野洋介委員 川辺のことで先ほどは馬場先生が言われましたとおりなんですけれども、理事はこの間の住民説明会に行っておられますよね。

○上野理事 はい。

○高野洋介委員 そのときに地元の方の声を本当に聞きましたか、私は議事録を見せていただきました。失望感でいっぱいですよ。時間がない、何年振り回さるっとか、次はいつ

振興策を出すとかで、その声ですよ、聞いているんでしょう。それを理事、一回整理してそして五木村から要望が出るとのもね、国に対して働きかけて言ってくれというわけではないんですよ。国は国、県は県、どっちものスタンスでしろて、県は独自で出せて言いよるとですよ、全く出てない。そして五木の村議会から出ている要望が達成されているのか私はわかりませんが、推進対策本部をつくりましたよね、まだ全部の会議は1回ですよ。そして連絡協議会は3回あつとつとですよけれども、その会議を一つ一つ全部議事録からなんから五木村に提出してくれというのが五木の本当の要望です。それをされているのかわかりませんが、私も今度の一般質問でどれだけの期間をかけて五木の振興策を出されるんですかて聞いてもゴールが見えません。そうしたときに五木の方々がおれたちは40年以上待ったて、これからまた何十年も待たなんのかて、ひどか人は頭地大橋を渡るのに私たちは生きとらんで、だけん自分たちは死んでからでもその五木大橋を夢見て生活ばしとるとか、五木の昔の生活をしたいて言よるだけなんですよ、もう少しきょう、部長2人そして理事1人いらっしやいますけれども、全庁挙げてスピード感を持ってせんといかんと思います。ここで質問なんですけれども、財政課長、来年度五木村の予算どれだけつけますか。

○田嶋財政課長 今、県の重点施策の課題、五木関係予算を取りまとめて出していたいでます。ただ、額については今調整中ですので申し上げることはできません。

○高野洋介委員 どのくらい上がる予想ですか。

○田嶋財政課長 まだ今調整中ですので、その額もまだ確定しておりません。

○高野洋介委員 わかりました。最後に要望ですけれども、知事が五木村の説明会の中で命をかけて自分は五木の再建に向けて頑張ると言われましたので、来年度の五木の振興策に対する予算の増額を希望しそして期待をしております。

以上です。

○小杉直委員 財政課長、確認ですが、今、高野委員がおっしゃったように、五木村の再建対策本部をつくって来年度の関連する予算はできるだけつ肯といかんわけですが、それはそれとして今の整備計画の中では五木の基盤整備等については、国から主な財政出動でしていただくというふうになっておるわけでしょう、確認です。

○田嶋財政課長 五木の振興策についてですね、大きくいって2つの経費があると思います。今、国が直括事業で取り組んでるやつですね、これは理事も説明したように、頭地大橋とか、国道445号のつけかえ、いわゆる補償工事的なものです、それがもう1つと。

もう1つは水源地域対策に基づく振興計画に基づくやつで、これは国・県・市町村がそれぞれの役割分担に応じて補助事業等で優先採択を受けて行っているもの、この2種類があるかと思えます。

○小杉直委員 アバウト的に言うなら、今、国の整備計画が御破算になれば五木村の振興とか基盤整備ということには多大な損害を与えるということだから、今の整備計画に基づいての五木村の振興基盤整備は進めていただかんといかぬということが大きなウエイトを占めておるでしょう、それをお尋ねします。

○田嶋財政課長 基本として川辺川ダム工事事業の補償工事として実施される生活基盤整

備については、今の現行計画とそれと現行制度に基づいて国の責任でやっていただくというのが大原則だというふうに考えております。

○小杉直委員 上野理事、最後の確認ですが、知事が川辺川を白紙というふうに表明されました。それはそれできちんと認識して尊重せぬといかぬわけですが、今の国の整備計画は生きておるということは知事は認識されておりますか。

○上野理事 40年前に国交省の方が基本計画をつくりました。それについては現在制度としてまだ残っていると、それをベースにしているような整備がなされているということは認識しております。

○小杉直委員 わかりました。

○井手順雄委員長 今の質問で 田嶋課長に聞きたいのですが、県の予算として今年度もしくは昨年度の予算はどのくらいについておるのかというのはわかりますか、五木村振興についての。

○田嶋財政課長 財政課としては、今段階こまでは持ってきておりませんので、今の段階では答えられません。

○井手順雄委員長 その五木の振興策という形、整備という形の中でついた予算が、今、高野委員がおっしゃるように、来年度はそれが多くなるというか、今年よりも予算を余計要求するというような状況にあるということはどうなんでしょうか。

○田嶋財政課長 予算査定までお答えにくい面もございますが、これまで五木の振興として県として取り組んできた事業に加えまし

て、今回、知事の指示もあって県の重点施策で取り組むよう各部に指示がされております。その要望等を取りまとめて査定した上でということになりますので、当然とは申しませんが、これまでの取り組み以上の振興策が計上される見込みとなると思います。

○井手順雄委員長 わかりました。

それと先ほど上野理事の発言が不適切だったということで訂正されました。これは明確にしておきたいというふうに思います。

ほかに何かございませんか。なければ、これで報告事項に対する質疑を終了いたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が11件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後0時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長